

「裁判員制度広報推進地方協議会」の設置について

平成 17 年 7 月 28 日

1 目的

裁判員制度について、国民の方々に関心と理解をより深めていただき、参加意識を醸成していくためには、全国各地の法曹三者が、緊密な連携・協力のもと地域の実情に即した広報活動を積極的に推進することが不可欠である。そのための法曹三者の連絡・調整の場として、全国各地に標記協議会を設置する。

2 協議会の組織

本協議会は、地方裁判所所在地ごとに、裁判所、検察庁、弁護士会においてそれぞれ定める責任者をもって構成する。

3 主な議題

- (1) 法曹三者の連携・協力による裁判員制度の広報活動について
- (2) 法曹三者以外の機関・団体等との連携・協力による裁判員制度の広報活動について
- (3) 地域の実情に即した裁判員制度の広報活動について
- (4) その他裁判員制度の広報に関連する事項について